

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 外223名

被告 日本原子力発電株式会社

最終準備書面（その3）

補充書

2020年6月26日

水戸地方裁判所 民事第2部合議アA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之
外

1 自己消火性と耐延焼性では足りないこと

被告は、最終準備書面において、「3 内部火災対策に関するもの」の「(3) 茨城県東海第二原発安全性ワーキングチーム会合に関するもの」の項で、本件発電所の複合体が難燃ケーブルと同等であることについて重ねて主張している（被告の最終準備書面354頁）が、明らかに原告らの主張を理解していない点があるので、反論する。

被告は、「複合体内部の火災について難燃ケーブルと比較した場合の検討ないし評価については前記第5の2（3）ア（イ）bで述べたとおりであり、ケーブル単体の試験により自己消火性が確保できること、防火シートで複合体内部の酸素量を抑制することにより耐延焼性を確保できることなどを確認し、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保できることを確認している。」（同

355頁)と主張する。

要するに、①「自己消火性が確保できること」②「耐延焼性を確保できること」をもって、「難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保できる」というのが被告の主張である。

これに対し、原告らが「最終準備書面その3」11～12頁で主張したのは、「同等以上」といえるためには、①②に加えて「機能喪失」しないことが必要であるという趣旨である。なぜなら、難燃ケーブルはそもそも火災が発生しにくいのであり、たとえ非難燃ケーブルに①②の性質が備わっていたとしても、機能喪失してしまえば、そもそも火災が発生しにくいために機能喪失しない難燃ケーブルより劣ることは明らかだからである。

被告の最終準備書面における主張は、この点に関する原告らの最終準備書面の主張内容を理解しないものであり、反論として失当である。

2 実機のケーブルを用いた実験をしていないこと

被告は、今回、新たに丙C第66号証を提出し、原告らが「必ずしも実機を正確に模擬できていない可能性がある不十分な手法」(原告ら「最終準備書面その3」12頁)と批判したことに対する反論をしている。

しかし、丙C第66号証は、10年も前の検討結果である。同検討では、高圧ケーブルで27年間使用したもの1種類について試験したのみであり、ケーブルの一般的な耐用年数に比しても(原告ら「最終準備書面その3」11頁)、これによって安全性が推認されるようなものではない。そもそも被告は、なぜ今回の延長認可申請の際に実機のケーブルで試験をしなかったのか理解不能である。

さらに、被告は、ケーブル敷設時の損傷については一切反論しておらず、実機のケーブルに関する点検・試験が極めて不十分であることがうかがえる。

3 結語

その他にも、被告は、「本件発電所における内部火災対策においては、延焼防止に向けた影響緩和をも内容としており、外部電源系に属する起動用変圧器は安全上重要な設備ではないことから、本件発電所の具体的危険性の機序を何ら示すものではない」(被告の最終準備書面355～356頁)などとも主張しており、あたかも「火災が発生してもかまわない」かのような被告の安全軽視の思想をうかがわせている。

本件発電所のケーブルの安全性には疑義があり、運転は差し止められるべきである。

以 上